

## 規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。